

生駒市教育委員会規則第9号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月24日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表教育総務課の部庶務係の項中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第15号の次に次の2号を加える。

(16) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。

(17) 総合教育会議に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。